

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧（鷹栖町Ver.）

発行元：生活福祉相談センター（鷹栖町サンホールはぴねす内） TEL：0166-87-2112 FAX：0166-87-2226

令和2年
7月14日
現在

収入が減って生活が苦しい	生活支援金 【申請期限：3/31】	新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年4月または5月の収入が減少した世帯に対して、 一人当たり最大10万円を給付 します。 最大 1人 10万円	健康福祉課 地域福祉係 ☎ 0166-87-2112 (内線505・506)
収入減で家賃が払えない	住宅確保給付金	休業等により収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、 家賃相当額（上限あり）を支給 します。	かみかわ生活 安心センター ☎ 0166-38-8800
	公営住宅の家賃減免	入居者や同居者の収入が著しく低額であったり、病気に罹患、災害により著しい損害を受けたときなどは、 入居している公営住宅家賃の支払いの猶予や減免 が適用できる場合があります。	建設水道課管理係 ☎ 0166-87-2111 (内線214・272)
生活資金に不安がある	緊急小口資金 (無利子)	一時的な生活維持のための貸付 措置期間：貸付日から1年以内 返済期間：措置期間経過後2年以内 最大 20万円	鷹栖町 社会福祉協議会 ☎ 0166-87-4451
	総合支援資金 (無利子)	一時的な生活維持のための貸付 措置期間：貸付日から1年以内 返済期間：措置期間経過後10年以内 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	鷹栖町 社会福祉協議会 ☎ 0166-87-4451
収入が減って学費を払えない	就学援助	鷹栖町立小中学校に在学している児童・生徒の保護者で、経済的に困窮していて就学困難な家庭に、 学用品等購入費、通学用品購入費、学校給食費など保護者が負担する経費の一部を援助 しています。	教育課総務係 ☎ 0166-87-2028 (内線435)
	修学資金の貸付 (無利子)	経済的理由等により高校・専門学校・大学等への修学が困難な方に対して、授業料や入学金などの必要な資金を貸し付けます。 措置期間：学校卒業から6か月 返済期間：措置期間経過後10年	健康福祉課 地域福祉係 ☎ 0166-87-2112 (内線505・506)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧（鷹栖町Ver.）

発行元：生活福祉相談センター（鷹栖町サンホールはぴねす内） TEL：0166-87-2112 FAX：0166-87-2226

令和2年
7月14日
現在

新型コロナウイルスに感染し 仕事を休んだ	傷病手当金	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、 国民健康保険または後期高齢者医療の傷病手当金 を受け取れる場合があります。	町民課医療年金係 ☎ 0166-87-2111 （内線135）
社会保険料が払えない	国保健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険料の減免等	支払いが困難になった方に対し、 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の支払いの猶予または免除 が適用できる場合があります。	税務課税務係 ☎ 0166-87-2111 （内線122・123）
	国民年金保険料 の免除	支払いが困難になった方に対し、 保険料の支払いの猶予または免除 が適用できる場合があります。	町民課医療年金係 ☎ 0166-87-2112 （内線135）
今は納付が厳しい	町民税や水道料 などの猶予等	支払いが困難になった方に対し、 町民税などの町税や水道料・下水道料の支払いの猶予等 が適用できる場合があります。	税務課税務係または 建設水道課管理係 ☎ 0166-87-2111
事業の売上が減少した	事業継続緊急支 援金 【申請期限：10/31】	令和2年2月～9月のうち、1か月の売上が 前年同月比で30%以上減少 している町内の事業者に対し、給付金を支給します。 法人や飲食店を営む個人事業主等：最大20万円 その他の個人事業主：最大10万円	産業振興課 商工観光係 ☎ 0166-87-2111 （内線252・257）
資金繰りを改善したい	緊急特別融資制 度	新型コロナウイルス感染症の影響による経営の安定化を目的に、旭川信用金庫・北洋銀行・日本政策金融公庫から事業資金の融資を受けた場合における、 信用保証料及び融資利子を全額補給 します。	鷹栖町商工会 ☎ 0166-87-2210
衛生環境の改善や設備導入に 取り組みたい	事業活動持続化 支援補助金 【申請期限：12/31】	令和2年2月～9月のうち、1か月の売上が 前年同月比で10%以上減少 している事業者のうち、今後の事業活動を見据え、 自社商品やサービス等の利用・機能向上、衛生環境の改善等 に積極的に取り組む事業者に対し、 最大10万円の補助金を支給 します。	産業振興課 商工観光係 ☎ 0166-87-2111 （内線252・257）